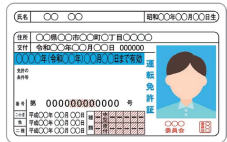


今後のマイナンバーカードの動向



【国民健康保険証】

- ・2023年（令和5年）5月より、一体化開始
- ・2024年秋頃、紙の国民健康保険証廃止予定



【運転免許証（IC）】

- ※運転経歴証明書は含まない
- ・2024年（令和6年）度末頃より、運転免許証情報の一体化した運用を目指す。運転免許証に記載されている（12ケタの免許番号、有効期限、氏名、生年月日、交付年月日、取得した免許の種類、本籍などの情報をマイナンバーカードのICチップに記録）
- ・令和4年3月4日、道路交通法の改正案が閣議決定



【在留カード（IC）】

- ・2025年度（令和7年）内、に一体化したカードの交付を目指す。
- ・令和4年6月14日、政府の関係閣僚会議で決定

【本人・原本確認者：JPKI利用者ソフト（スマホアプリ・Windows・Macアプリ）】

- ・スマホ or PCへアプリをインストール
- ・スマホの場合、対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り
- ・PCの場合、ICカードリーダライタでマイナンバーカードを読み取り
- 「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」を使用して原本確認や電子証明書の有効性確認を行う。



【利用者本人：スマホ用電子証明書 搭載サービス】

- ・マイナポータルアプリ（2023.5時点ではAndroidOSのみ対応）
- ・スマホへアプリをインストール
- ・対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り
- マイナンバーカードの情報をスマホへ登録
- 「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」をスマホ用に発行し、登録する。
- ・非対面の本人確認を行う際には利用できるが、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用（対面により券面を相手方に提示）と同等の利用はできません。

今後のマイナンバーカードの動向

【本人・原本確認者：JPKI利用者ソフト（スマホアプリ・Windows・Macアプリ）】

- ・スマホ or PCへアプリをインストール
- ・スマホの場合、対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り
- ・PCの場合、ICカードリーダライタでマイナンバーカードを読み取り
- 「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」を使用して原本確認や電子証明書の有効性確認を行う。



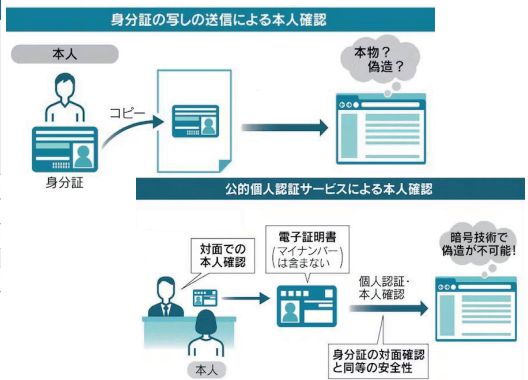
原本確認

モバイル化

【利用者本人：スマホ用電子証明書 搭載サービス】

- ・マイナポータルアプリ（2023.5時点ではAndroidOSのみ対応）
- ・スマホへアプリをインストール
- ・対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り
- マイナンバーカードの情報をスマホへ登録
- 「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」をスマホ用に発行し、登録する。
- ・非対面の本人確認を行う際には利用できるが、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用（対面により券面を相手方に提示）と同等の利用はできません。

マイナンバーカードの個人認証機能の利点



最初に

【内閣府】本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

国において、本年6月のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」等における考えを具体化するための政府の施策の一つとして、金融機関において、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するための取組みを進めることとなっております。

こうしたマイナンバーカードの普及促進に向けた取組の一環として、デジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進について、関係業界団体に対して要請するよう、今般国土交通省及び内閣官房より依頼がありました。

【参考】

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会東京本部
東京都宅建協同組合

<https://www.tokyo-takken.or.jp/information/459>

最初に 【内閣府】本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

特に本人確認のデジタル化・厳格化を推進する対象

以下の法律（法律の規定に基づく政令・省令等を含む。）に基づく本人確認について、特にデジタル化・厳格化を進めていただきますようお願いいたします。

対象法律

- **犯罪による収益の移転防止に関する法律**（以下、「犯収法」）
⇒金融機関、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、宅地建物取引業社、電話受付代行業者、電話転送業者、宝石貴金属取引業者、郵便物受取業社等
- **携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律**（以下、「携帯法」）
⇒移動体通信事業者、仮想移動体通信事業者等
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**（以下、「番号法」）
⇒個人番号利用事務等実施者として、マイナンバーの提供を受けるとき本人確認を行う事業者

最初に【内閣府】本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

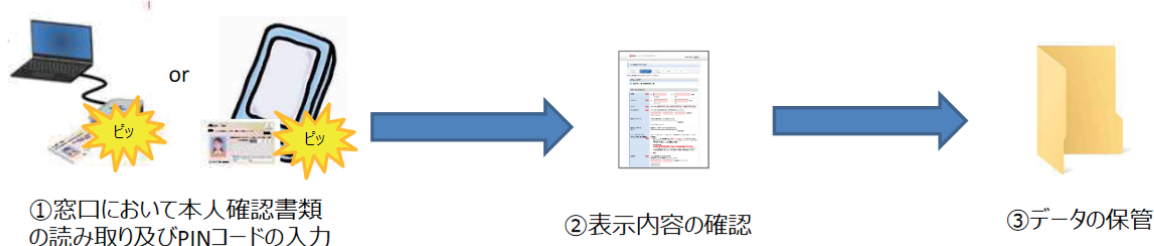
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

＜従来＞



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

＜デジタル化・厳格化後＞



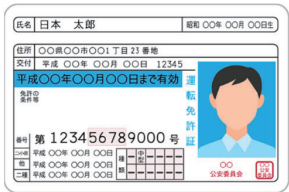
- 偽造困難なチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

1）マイナンバー（個人番号）カードについて

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 or ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載 裏面(案)	 (案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務	○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年	○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで	○なし
4 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)
住基カードの種類	照合番号		
Aタイプ (顔写真なし)	有効期限(西暦8桁)		
Bタイプ (顔写真あり)	有効期限(西暦8桁)+生年月日(※6桁)		

2) 運転免許証・運転経歴証明書について



運転免許証（道路交通法第92条第1項）
縦5.4cm × 横8.56cm × 厚さ0.76mm
※司法書士会員証・クレジットカード等と同じサイズ

運転免許証のICカード化は、券面偽造対策と利便性向上のため、当初は2004年（平成16年）に導入される予定だったが、日本国政府予算の関係で保留され、2007年（平成19年）から約3年をかけて、段階的に日本全国に導入された。

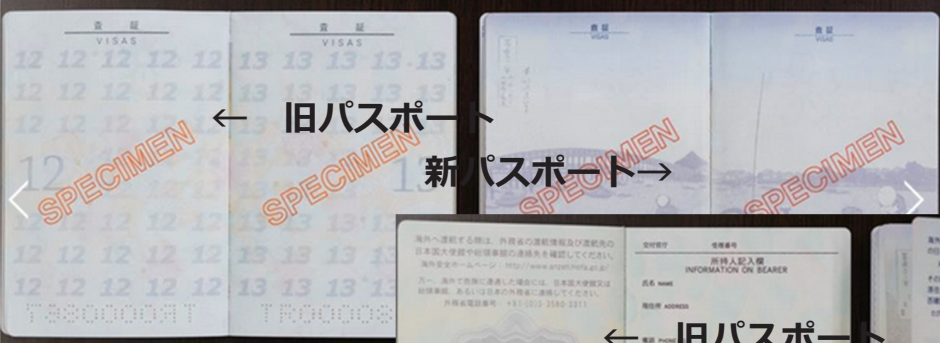
ICカード運転免許証の導入時期

交付開始時期	交付を開始した都道府県
2007年（平成19年）1月4日より	東京都、埼玉県、茨城県、兵庫県、島根県
2008年（平成20年）1月4日より	千葉県、岡山県、香川県、長崎県、熊本県
2009年（平成21年）1月4日より	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮城県、鹿児島県、沖縄県
2009年（平成21年）1月5日より	群馬県
2009年（平成21年）3月30日より	静岡県
2009年（平成21年）6月1日より	大阪府
2009年（平成21年）9月24日より	青森県
2009年（平成21年）11月1日より	高知県
2010年（平成22年）1月4日より	石川県、福井県、岐阜県、京都府、山口県
2010年（平成22年）1月31日より	鳥取県

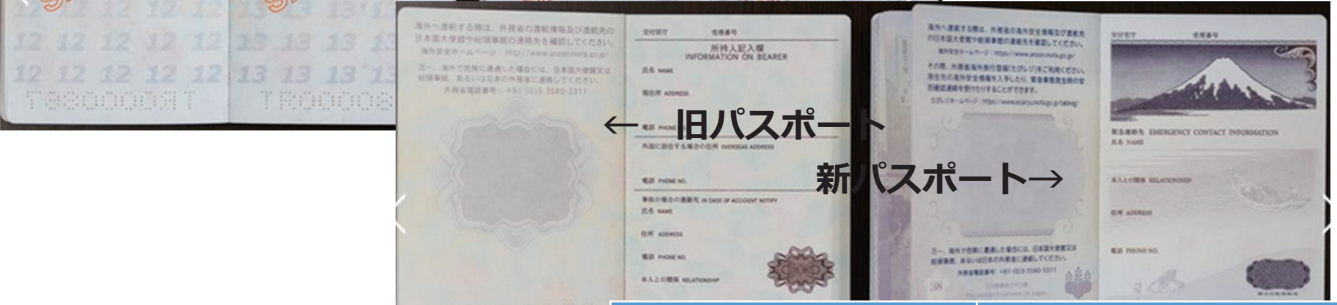
都道府県にある公安委員会を示す番号

北海道・東北	関東・甲信越	北陸・中部	近畿・中国	四国・九州・沖縄
10 北海道	30 東京	46 新潟	60 滋賀	80 徳島
11 函館	40 茨城	47 山梨	61 京都	81 香川
12 旭川	41 栃木	48 長野	62 大阪	82 愛媛
13 釧路	42 群馬	49 静岡	63 兵庫	83 高知
14 北見	43 埼玉	50 富山	64 奈良	90 福岡
20 青森	44 千葉	51 石川	65 和歌山	91 佐賀
21 岩手	45 神奈川	52 福井	70 鳥取	92 長崎
22 宮城		53 岐阜	71 島根	93 熊本
23 秋田		54 愛知	72 岡山	94 大分
24 山形		55 三重	73 広島	95 宮崎
25 福島			74 山口	96 鹿児島
				97 沖縄

3) パスポート（旅券）



※SPECIMEN：試供品



旧パスポート	新パスポート（2020年2月4日以降発行）
【所持人記載欄】有	【所持人記載欄】無
→氏名	・緊急連絡先
→現住所	→氏名
→電話	→住所
事故の場合の連絡先（Phone）	→電話
→氏名	
→住所	
→電話	
→本人との関係	

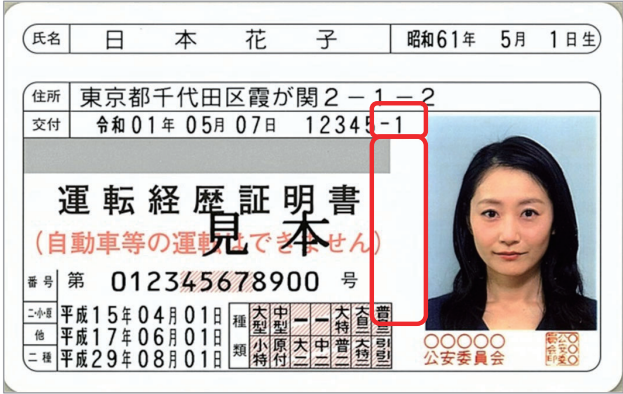
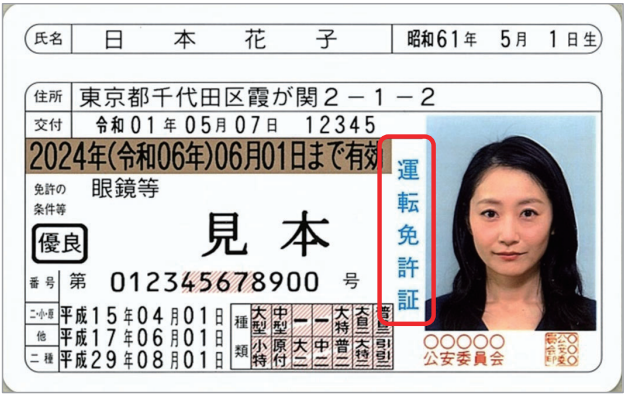
7) 事故事例とその他

東京地裁令和元年11月11日判決 損害賠償請求事件

売主に成りすました者が提示した運転経歴証明書が偽造であったという地面師詐欺の事案です。売主が登記済み証（いわゆる権利証）を紛失したということで、これがなくても迅速に登記手続きができるための要件である司法書士による本人確認情報の作成が依頼され、その過程で偽造の運転経歴証明書が使用された

判決

運転経歴証明書は運転免許証を返納した者に交付される証明書であり「自動車の運転はできません」という記載がされているものであるのに対し、本件で使用された偽造の運転経歴証明書では顔写真のすぐ左横の空白であるはずの部分（運転免許証であれば「運転免許証」と記載されている部分）に「運転免許証」とよく目立つ文字で記載がされており、運転経歴書の目的と反する非常に非自然なものであったこと、警視庁などのサイトを見れば真正な運転経歴証明書がどのような外観であるかはわかったはずであること、本件司法書士はかつて運転経歴証明書での本人確認をした経験があったと述べていること、運転経歴証明書に記載された住所を訪ねて本人と面会するなどしていればたやすく本件の売主と称する人物との異同が分かったはずであることなどを挙げて、司法書士の過失を認めて損害賠償（損害額の一部請求である2500万円）



【運転経歴証明書】

☆過去5年間の経歴

最後の1桁：【1】優良運転者、【2】一般運転者、【3】なら違反運転者

☆自主返納してから5年以上経過しているひと／免許取消しとなっているひと／免許を失効させたひとは運転経歴証明書の交付を受けられない。

7) 事故事例とその他

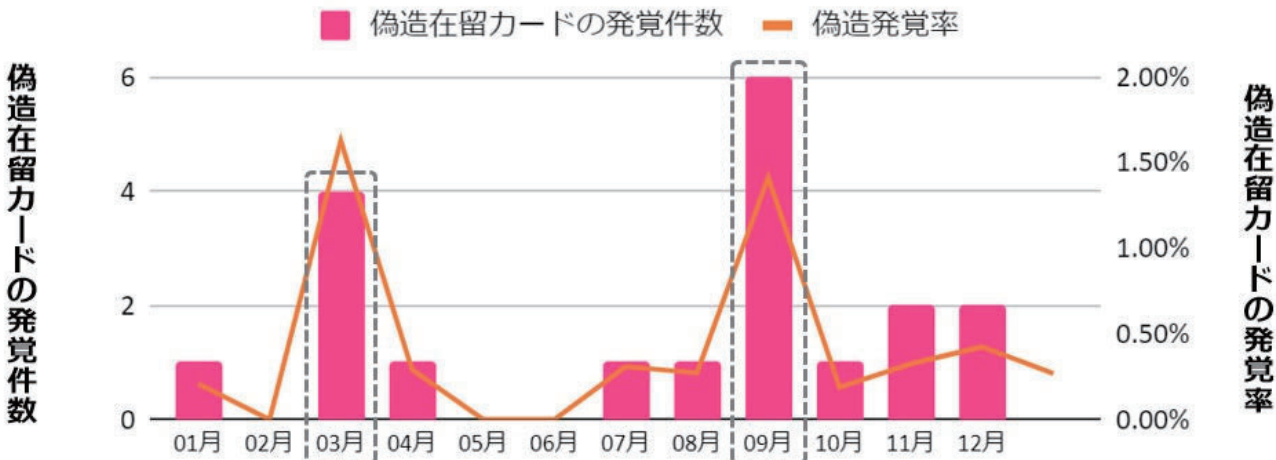
偽造在留カード事件一覧 (外国人HR Lab.)

<https://gaikokujinhr.jp/4332>

2022年1月：神奈川県、ベトナム人在留カード偽造協力事件

→ネットを通じて自分所持の在留カードを他人に送り、在留カードの不正利用に協力したと見られ逮捕されました。ベトナム国籍の留学生が自分の所持している在留カードやパスポート、学生証をSNSを通じて第三者に送りました。そのカードが銀行口座の開設や推奨電話の初約などに不正利用されました。

偽造在留カードの発覚件数と発覚率



※【随時更新中】偽造在留カード事件一覧 | 偽造対策も解説 <https://gaikokujinhr.jp/4332>

All Rights Reserved ©株式会社ベルコンピューターシステム